

1. 件名:大飯発電所3、4号炉長期施設管理計画認可申請に関する事業者ヒアリング

2. 日時:令和6年2月22日(木) 14時00分～16時15分

3. 場所:原子力規制庁 9階 B 会議室(※一部TV会議システムによる出席)

4. 出席者:

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ

実用炉審査部門

塚部安全規制調整官、岡本上席安全審査官、雨夜上席安全審査官、日高安全審査専門職、  
藤川安全審査官、市川安全審査官、今田審査チーム員、鈴木技術参与

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

小嶋統括技術研究調査官

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力発電部門 保全計画グループ マネジャー 他14名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力設備グループ 担当※

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力設備 副長 他1名※

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所 第一保全部高経年化評価 G チームリーダー※

中部電力株式会社

浜岡原子力発電所 エンジニアリング部 共通設計課 主任※

四国電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備保全グループ 担当※

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力経年対策グループ 課長 他1名※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 設備管理グループ 課長※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 設備保安タスク 担当※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料:

- ・「サプライチェーン等の管理」の取組み概要
- ・劣化管理に係る品質マネジメントシステムの概要

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	はい。それではただいまより、関西電力大飯発電所 34 号炉の長期施設管理計画認可申請のヒアリングを開始します。
0:00:17	規制庁岡本です。本日のヒアリングの進め方としてはまず、前回会合指摘事項について、認識合わせを念のため行いたいと思います。
0:00:28	ではこちらの方から申し上げますが、
0:00:32	前回会合について、次持って確認をいたしますと、まず最初に申し上げたのが、
0:00:42	計画の期間ですね、法令の定めによっ。
0:00:45	とっていないということで、こちらは
0:00:50	補正にて、適切に修正するというお答えがありました。
0:00:54	念のためですね、指摘事項リストを、
0:00:59	作られた上で、
0:01:00	回答を順次されて埋めていかれると思いますが、リストには載せていただいた上で、それは、その場に行って、補正で修正するという回答がなされたと。
0:01:15	ということで閉じていただけますか。
0:01:20	関西電
0:01:22	を承知いたし、
0:01:24	はい、規制庁岡元です。続けます。二つ目のアイテムはですね、長期施設管理計画の策定にあたって、適切に劣化管理が行われたことを説明してくださいと。
0:01:38	ということで、おまけとしてですね、その説明の中では、委員会の審査方針に基づいて、三つの観点、
0:01:48	既認可以降の最新知見の反映状況、劣化評価機器の更新状況、劣化評価の基準適合性、サブの部分について、
0:01:58	ですね、については詳細に説明してください。
0:02:01	いうことを申し上げました。これは会合の宿題事項としてリストに載せた上で、今後回答されるということでよろしいでしょうか。
0:02:14	関西電力深山でございますはい。その認識でございます。
0:02:20	はい、規制庁カワモトで続けます。で、3 点目はですね、審査基準。
0:02:27	との
0:02:30	ちょっと待ってくださいね、審査基準。
0:02:33	との比較によりまして、改めて申請内容の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:39	を確認した上で、不足があれば今後の補正において記載を拡充することと。
0:02:46	いう、宿題がございました。これについても、指摘事項リストに載せた上で、今後回答がされると。
0:02:55	いう理解でよろしいでしょうか。
0:02:59	関西電力深山でございます。はい。理解しております。
0:03:04	はい。規制庁河本です。本件については、対比等を整理されるとかなりのボリュームになるかと思しますので、イメージとしては、
0:03:17	補足説明資料として、
0:03:19	表を並べ、
0:03:21	何を言ってるかっていうと、会合回答をパワーポイントとしてですね、ずらずらと何十ページもつけられても困りますので、そこは補足説明資料としてまとめた上で、要点ですね。
0:03:36	会合でも3点ほど、ここは大きく抜けているのではないかと、いうことを申し上げましたが、主要なところについて、お示しいただいた上で、
0:03:47	今後どうやっていくかを書い示していただくと、そのようなイメージを持っておりますので、これは補足までです。
0:04:02	はい。続けます。
0:04:05	はい。
0:04:07	続いてですね、申し上げたのが、
0:04:11	追加評価をされた部分について、本文記載事項ではないかと。
0:04:17	いうことを申し上げました。こちらの方も、本文に取り込むというご回答をその場にされたと思いますので、それも指摘事項リストには載せた上で、
0:04:30	その場で回答した旨を書いてクローズしていただけますか。
0:04:43	へえ。
0:04:45	はい。で、以降ですね、会合では、
0:04:49	言葉の表現ですね、旧制度の表現が残っていてその部分が適切か再確認する、あと三、四の申請書の文面でですね。
0:05:00	同じ趣旨でも、相違するところがあって、この整合をどう考えるかといったようなことを申し上げましたが、こちら会合の場でも申し上げました通り、
0:05:11	ヒアリングにて、記載の話ですので、確認をしていくということでこちらの方は、指摘事項リストに載せる必要はありません。よろしいでしょうか。
0:05:24	はい。関西電力深山でございます承知いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:28	はい。規制庁岡元です。最後はですね、
0:05:33	新制度における追加要求事項、本日のアイテムであります。サプライチェーンと品質マネジメント管理については、改めて詳細を説明することと、
0:05:46	いう。
0:05:47	事で申し上げました。こちらの方は、指摘事項リストに入れた上で、今回、案が準備されているので、おそらく次回会合にて、
0:05:58	説明いただくものと考えております。
0:06:01	で、会合、
0:06:04	ていうのを、説明としては、資料をどういう分冊にされるかは、そちらの判断を尊重したいと思いますが、
0:06:12	まずは、会合指摘事項リストがあつて、どれが回答済みで、今日、どれを該当される残りは、また後日と。
0:06:22	いうことがちゃんと読み取れるようにしていただければと思います。
0:06:27	甲斐ご指摘事項の確認は以上ですが、何か不明な点等ございますでしょうか。
0:06:38	関西電力ミヤモトコウ
0:06:40	認識は同じだと、ことを確認いたしました。
0:06:45	はい。規制庁岡元です。
0:06:48	では本日ご準備いただいた資料のご説明を、まずはサプライチェーンからですかね、要点を絞って簡潔にお願いします。
0:06:59	はい。関西電力深山でございますそうしましたらお手元の資料の方で、サプライチェーン等の管理の方からご説明の方をさせていただきたいと思います。
0:07:12	関西電力の日高です。私の方からは、サプライチェーン等の管理の取り組み概要について説明させていただきます。
0:07:20	ページめくっていただきまして、右肩 1 ページです。
0:07:23	まず、当社におけるサプライチェーン
0:07:26	等の管理については、
0:07:29	社内で設定してます、製造中止品管理プログラムに基づき、取り組んでおります。
0:07:36	こちらのプログラムですが、原子力エネルギー協議会ATENAの製造中止品管理ガイドラインを踏まえて策定しておりまして、原子力発電の保全計画のインプット情報となる製造中止情報を、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:49	管理方法を明確にし発電所の安全安定運転の維持向上を図るためを目的として策定しております。
0:07:56	具体的なプログラムの内容については、次のページから説明させていただきます。
0:08:03	右肩 2 ページです。
0:08:04	まず、製造中止品管理の適用範囲と用語の定義についてまとめております。
0:08:10	適用範囲ですが、記載しておりますが、蓋太字下線のところですね、原子力発電の発電所を構成する構築物、系統及び機器、これらの維持に必要なサービスの提供及び
0:08:23	特殊工具等を含むとしております。
0:08:27	用語の定義になりますが、製造中心とはということで 2 点、定義しております。1 点目は、使用中の機器部品について、サービスの終了後は、製造の終了、
0:08:39	または終了予定が明確になっている製品、
0:08:43	としております。もう 1 点が、納入時と同等の品質管理、または機器の保全の技術サポートが調達できない製品。
0:08:53	と定義づけております。
0:08:55	2 ページ目は以上です。
0:08:58	続いて、右肩 3 ページです。
0:09:01	ここからは実際のその取り組みの概要について説明いたします。まず、①ということで、製造中止品の情報入手としております。こちらはですね、
0:09:12	プラントメーカーのサプライヤー等から、適宜入手する情報のほかに、PWRの事業者連絡会、またその技術情報連絡会にて定期的に製造中止品情報、
0:09:25	入手して取りまとめております。
0:09:29	中ほどそのイラストでいきますと上のところがその適宜入手のところで、下の方が定期的入手という形でPW事業者連絡会、
0:09:38	及び技術情報連絡会、
0:09:41	という会議体のもと、情報を入力しております。それらの情報を、事業本部にてデータベースに一元化、
0:09:49	しております。
0:09:52	はい。3 ページ目以上です。
0:09:55	続いて 4 ページ目です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:57	先ほど①で入所した情報に対して、
0:10:01	サイト共通事項だったりあと更新範囲ですねその他情報としてはその代替品や互換性の有無といったようなそういった情報を整理して、今後の対応方針というのを検討しております。
0:10:12	その検討結果をシステムに登録して一元管理しております。
0:10:19	4 ページ目以上です。続いて、
0:10:22	右肩 5 ページです。
0:10:25	で先ほど②で検討した対応方針に対して、実際にそちらの対策の実施という形を進めていきます。その対策の内容については、社内の保全総合システムに情報登録して管理しております。
0:10:44	すいません。続いて、
0:10:47	6 ページ目です。
0:10:49	先ほど説明したような取り組みをまとめて製造中心管理プログラムとして取り組んでいますが、こちらの
0:10:57	対応については、
0:10:59	ほぼ、
0:11:00	情報を一元的に網羅的に管理して、実施していく仕組みを構築しています。また、本プログラムはですね、QMSに基づき実施しております、
0:11:12	保全の有効性評価において、プログラムが有効に機能しているかというところを確認して、継続的に改善につなげることでしております。
0:11:23	以上走りましたが、以上が製造中心管理の取り組みの概要になります。
0:11:34	は、
0:11:36	すいません。
0:11:37	次のページですね。
0:11:39	7 ページ目からは、
0:11:41	取り組みの概要ではないですが、申請書と添付書類の整理についてという形でまとめております。
0:11:47	で、オク 3 連表という形にしてまして左側から審査基準を記載しております、真ん中記載要領を記載しております。右側適合性という形で記載しておりますがこちらの適合性についてはですね先ほど、
0:12:00	説明させていただきました取り組み概要のところに記載しているような内容を、こちらにも記載させていただいて、
0:12:07	それぞれの記載基準に対して、どういった取り組みをしているかというのをまとめた表になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:14	以上走りましたが、説明は終わります。
0:12:17	規制庁岡元です。ご説明ありがとうございました。
0:12:21	では、気づき事項を順次申し上げていきたいと思いますが、
0:12:27	まずタイトルがずれてると思います。
0:12:32	我々ね、取り組み状況や、その評価結果を教えてくれなんて一言も言っていないんで、
0:12:41	来年、
0:12:43	新制度ができて、
0:12:44	プログラムをまわしていかれる実施方針を説明してくれって言ってるんですね。
0:12:51	何かファクトだとか、それに対する評価結果を説明されている。
0:12:57	何か技術評価を説明されているつもりになっているんじゃないかと危惧するんですけど、我々は今後の計画を聞いてます。大丈夫ですか。
0:13:28	規制庁岡本です。8ページ見てください。
0:13:33	記載要領になんて書いてます。
0:13:35	技術の旧式化を管理するためのプログラムの運用による、
0:13:40	対応方針を記載することですよ。
0:13:50	自主で今やられている。別にいいことなんで、何も駄目だと言うつもりはないんですけど、
0:13:57	それを評価してくれなんて、
0:14:00	誰も言ってませんが、
0:14:21	今岡本さんが言われたことは長期施設管理計画として、
0:14:29	ものを作って、に取り組んでいくと。
0:14:34	対してどういうふうな形で、
0:14:37	我々が
0:14:39	運用していくか、
0:14:41	そういったことを記載。
0:14:44	すべきだと、我々、従前から取り
0:14:47	田井を説明するのではなく、今後の
0:14:52	ことについてという、いうことですね。はい。ということです。
0:15:00	規制庁岡元です。ちょっと視点がずれてますね。今実施でやられていることが、
0:15:07	十分であって、今後も同じことを続けていかれる。それならそれで全然構わないんですけど。
0:15:14	今後の実施方針を計画として説明してください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:15:20	で、土地じゃ順番に行っていきますけれど、
0:15:28	まずこちらが明らかにして欲しい、みないといけないことを、順々、順番に申し上げますと、まず適用範囲、対象機器、
0:15:39	はしっかりご説明いただかないといけないで、我々が気にしているのはですね、劣化評価の対象機器ありますよね。
0:15:49	それがちゃんと入っているか。
0:15:52	いうことを、
0:15:54	が読み取れないといけない。
0:15:56	今は残念ながら、説明はそこまでの減私になっていない。
0:16:00	と思いますので、ここはちょっとご検討ください。
0:16:05	よろしいですか。
0:16:10	はい。監査委員。
0:16:11	ございます承知いたしました。
0:16:14	はい。
0:16:15	規制庁岡本です。次にですね、
0:16:20	計画実施方針なので、主語を明確にさせていただきたいんです。
0:16:25	今の申請書、
0:16:27	主語が全然ないんですけれど、
0:16:31	誰が何をやるのかって言うのは、きちんと示していただく必要があります。
0:16:37	事業本部と発電所の役割分担、各々の中できちっと取りまとめ箇所と、関連、
0:16:46	それぞれの設備を持たれている関連箇所があるかと思いますが、それがどういう役割を担われるのかっていうのは示していただく必要があると。
0:16:56	思っています。
0:16:58	よろしいでしょうか。
0:17:01	はい。関西電力深山でございます承知いたしました。
0:17:06	はい。規制庁岡元です。続けますね。で、3ページに、
0:17:15	になりますけれど、
0:17:18	プラントメーカーから製造中シーンリストを入手されるということなので、可能であれば、サンプル
0:17:28	或いはイメージを示していただきたいと思います。
0:17:33	あと、PWR事業者連絡会ということで書かれていて、申請書の中でも、何社という説明はあるんですけれど、ちょっと具体的にどうな、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:46	どういう構成メンバーかわからないので、可能であれば、それも示していただけますか。
0:17:55	あとちょっと教えていただきたいのがこの、
0:17:59	データベースにて一元化とされているんですけど、このデータベースってというのはどういう単位で構築されるものでしょうか。
0:18:09	関西電力として一つということによろしいですか。
0:18:18	関西電力日高です。ご認識の通りで関西電力として、一つデータベースを構成しております。その中に事業本部であったり発電所から各々情報を、
0:18:29	入力して管理しております。以上です。
0:18:32	はい。規制庁岡本です。そうしたこともちょっと読み取れた方がいいと思います。
0:18:39	はい。で、
0:18:41	続きまして、4 ページの、
0:18:46	方なんですけど、
0:18:55	で、ここです、製造中止品管理リストということでイメージを示されているんですけど、実態運用されているのであれば、もうちょっと中身が入ったもの。
0:19:09	可能であれば見せていただきたいと思います。質問なんですけど、システムに登録しと言われているこのシステムというのが、
0:19:19	3 ページのデータベースのことなのか、それとも保全総合システムのことなのか、これどっちなんですかね。
0:19:31	関西電力日高です。4 ページのイメージは、3 ページに書いてる、データベースのことを示しています。
0:19:38	以上です。
0:19:44	はい。
0:19:45	わかりました。
0:19:47	ではですね、
0:19:51	5 ページの方では、
0:19:53	今度は保全総合システムに登録される。
0:19:58	ということなんですけれど、
0:20:01	この保全登録システム、保全総合システムの方に、どのような、
0:20:07	形で、
0:20:09	登録されるのかもイメージ等を示していただければと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:18	関西電力日高です。中身については検討して記載するようにしたいと思います。以上です。
0:20:26	はい。規制庁岡元です。はい。もちろん、
0:20:31	今自主でやられてることと、今後やられることが違っていても構わないですし、これはそこまで細かいことをですね申請段階でリジッドに決めろって言うわけではなくて、そのまま、
0:20:45	方針でも構わないので、もう少し具体のイメージを示していただければと思います。
0:20:52	で、ここでちょっとよくわからないのがですね、
0:20:59	一般的な国際標準で申しますと、優先順位づけだとか、
0:21:07	或いは解決策。
0:21:10	の検討等が行われると思いますが、それがちょっとどの段階でどのように実施されるのかというのがちょっと読み取れないと思っています。
0:21:22	この場で何かご説明できますか。
0:21:28	関西電力の日高です。先ほどおっしゃられたようなその優先順位だとかあと解決策については、
0:21:35	先ほど説明したパワーポイントでいきますと見え方4ページの対策方針の策定の段階で、
0:21:42	検討しております。
0:21:44	以上です。
0:21:47	はい。
0:21:48	で、ちょっとその辺もですね、もう少し詳細な
0:21:54	イメージがわかればと思っています。解決策についてはですね、
0:22:01	いろいろ、
0:22:04	解決策というのはあると思ってます。
0:22:12	負債標準を見ても、
0:22:14	余増市場とか、特別製造とか同等品の置き換えとか、最後は設計変更まであるんですけど、ちょっと申請書を見てもですね、
0:22:26	同等品への置き換えぐらいしかちょっと読み取れないんですけど、
0:22:33	この辺りは、
0:22:36	もう少し幅広にオプションというのとはとられないんでしょうか。
0:22:43	教えていただけますか。
0:22:49	関西電力の日高です。
0:22:53	これまで当社が取り組んできた対応としては、主により予備品の確保だったりとか問わず、代替品への交換っていうのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:05	大体、これまでやってきたと。
0:23:09	今後、
0:23:11	そういう制度中Cに対して、そういう幅広い検討っていうのは、
0:23:17	その時々になるかと。
0:23:20	対応
0:23:24	規制庁オカモトです。
0:23:26	最初から言ってるように、
0:23:28	取り組み状況を聞いているわけじゃなくて、今後の計画を聞いてますので、仕組みとしては、幅広く、
0:23:39	いろんな、
0:23:41	要因を排除せず、
0:23:43	検討されるのであれば、それをちゃんとうたっていただくべきだと思います。
0:23:49	で、ですね、
0:23:53	PDCAについてもですね、きちんとまわしていくということを説明いただく必要があると思う。
0:24:04	ですが、
0:24:08	残念ながら、今、5ページの
0:24:12	いわゆる保全計画のPDCAの中でやります。
0:24:16	という説明しかないんですね。それは少し足りないと思っています。
0:24:23	で、審査基準や記載要領の中でも、ちゃんと有効性評価をして改善下さい。
0:24:30	その様をちゃんと書きなさいということが規定されていますので、
0:24:35	現状では、少し説明が、少しじゃないですね、足りてないと思います。あと、現状の申請書を見るとですね、
0:24:45	図 7.2-1、こういう表があるんですけど、
0:24:51	このフローもすごく中途半端だと思っていて、なぜ中途半端かというのと、
0:24:58	PDぐらいしかないんですね。
0:25:00	CAってないですよ。実施で終わってますよね。
0:25:08	保全プログラムの中でやります。
0:25:12	以上説明あり。
0:25:13	何ですか。
0:25:16	それわあないですよ。
0:25:24	規制庁岡本です。ちょっとさらに申し上げるとですね、やっぱり文章でも、CAの部分の記載は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:35	ないに等しいと思ってます。で、何か評価結果みたいなものが書かれているんですけど、ここがまさに理解。
0:25:44	できなくてですね、現状評価なんて誰も求めてません。
0:25:49	本プログラムに基づく活動を継続していくことで、長期的に健全性を維持できる。はい。まだ正式運用もしていないのに、何を書かれているのか。
0:26:03	思っています。で、こちらのイメージを言うそうですね、例えば、
0:26:09	有効性評価。
0:26:12	そうですねちょっとあわせてこの資料の中で、
0:26:16	言うそうですね。
0:26:22	と、
0:26:23	9 ページですかね。
0:26:29	9 ページの方に、記載要領として、当プログラムの有効性の評価等の実施方針について記載すること。
0:26:40	で、審査基準の方では、当該プログラムの適切性有効性を品質マネジメントシステムに基づき定期的に評価改善することが定められていることと、
0:26:52	書かれていますけれど、
0:26:54	皆さんのですね、適合性のところでですね。
0:27:01	有効性を確認し、継続的な改善につなげることを定めている。
0:27:07	書いてますけれど、
0:27:10	この
0:27:11	定めている。
0:27:12	て言葉、どっからきたんですかね。
0:27:15	教えていただけますか。
0:27:29	関西電力日高です。
0:27:32	先ほどの保全の有効性評価においてその有効性確認し継続的な改善につなげることを定め、定めているというふうに記載してありますが、こちらは、当社の社内標準中においてその保全の有効性評価を実施することと、
0:27:46	その中で、
0:27:48	実施することを明記しておりましてその中の項目として、製造中止品情報を含むと。
0:27:54	そういった記載をしていることからこのように記載しております。以上です

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:00	規制庁岡本です。
0:28:03	長期施設管理計画申請の審査をしたいんですけど
0:28:09	社内規定に書いてあるガス答えになるわけではないじゃないですか。
0:28:18	規制庁岡本です。
0:28:20	ちょっと、ちゃんと規制制度を理解していただきたいんですけどね。記載要領においてはですね、有効性評価の実施方針について記載すること。
0:28:32	と書いてますと。
0:28:33	で、国際標準にのっって想像すればですね、申請書の中では、
0:28:41	定期的に有効性評価を行います。評価の観点としては、社内の手順だとか体制の整備状況。
0:28:50	他の組織との協力状況だとか、あと課題の解決状況みたいなものを観点で見えていき、
0:28:59	関連するパフォーマンスインジケータみたいなものを見ます。
0:29:04	で、旧式化に伴って、インシデント起きたか、起きてませんか。
0:29:10	旧式化で部品がないとかで、保守活動に支障が出ませんでしたか。
0:29:16	そういったことを見ていきますみたいなことがね、申請書本文と添付資料に書かれて、本文と添付資料の住み分けっていうのはちょっと考えなきゃいけないと本文が変わると。
0:29:29	計画変更みたいになっちゃうので、
0:29:31	そういったことがですね、申請書に書かれて、
0:29:35	我々は審査基準にのっって、それを見て、
0:29:39	ちゃんと有効性評価をする。
0:29:43	では定期的に評価して改善するっていう実施方針が書かれているなあと、定められていることを確認したって、
0:29:53	審査書に書いて、審査基準に適合するっていう判断を、
0:29:59	するわけですよ。
0:30:05	で、
0:30:07	何かよく。
0:30:09	わかりませんがね。
0:30:12	なんか社内基準に定めていますって申請書で書いて、
0:30:16	それで審査できると思ってます。
0:30:35	あとあの会社関西電力深山でございますちょっと視点が長期施設管理計画で今後のことで、ということで、ちょっと視点がずれてたのかなと思

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:48	ますので、いろいろ具体的にコメントいただきましたので、それを踏まえた形で、ちょっと見直しの方検討したいと。
0:31:01	規制庁オカモトです。ちょっと例示で申し上げましたが、やはりですね、ちょっと制度の立て付けだとかですね。
0:31:11	審査基準、記載要領をちゃんと読んでいただかないと幾ら比較表を作っていたとしても、意味がないので、そこはちゃんと考えていただきたいと思います。
0:31:24	で、審査基準で定められていることっていうのは、
0:31:30	まさに、
0:31:31	申請された計画の中で実施方針として、
0:31:36	定められているある程度具体がですね、を見て、
0:31:41	定められていることを我々が確認するので、
0:31:45	どっかで書いてありますよだとか、これから定めますという宣言だけすれば事足りるというふうに思わないでくださいそうであればですね。
0:31:56	審査基準には定める方針としていることって書いてあるはずなんですね。
0:32:02	それであれば、
0:32:03	定めますと、お約束されていれば事足りるの
0:32:08	皆さん、
0:32:10	審査初めてじゃないですよ。
0:32:13	そういうどこでも一緒だと思ってますので、きちんと読んでください。
0:32:31	はい。
0:32:32	規制庁岡本です続きますけど、PDCAの説明をしてくださいっていうのは、
0:32:39	そういうことなんです。もちろん
0:32:44	保全プログラムの中で、溶け込ませてやる、それを何ら否定しているものではありませんが、
0:32:52	だからといって、その一言で中身の説明が要らないと。
0:32:57	いうふうには思わないでいただきたいと思います。
0:33:00	等お示しいただきたいと思っているのがですね。
0:33:05	最新知見等、このプログラムの中でどうやって取り込んでいくのか、最新知見の中では、規制要件が変わったときの範囲、
0:33:18	等も含みますが、については少し、ご説明が必要だと思っています。
0:33:25	またですね、
0:33:27	運転建機経験についてですね、関西電力のナカノプラント間で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:34	或いは他の
0:33:35	原子力事業者さんとの間でどのように行うのかみたいなのところも、ご説明していただければと思います。
0:33:46	これは、
0:33:50	はい。国際標準の中でのレビューの観点としても挙げられてますので、
0:33:56	確認させていただきたいと思っています。
0:34:01	はい。
0:34:05	ちょっと最後に、細かい視点で少し教えていただきたいのはですね。
0:34:11	申請書の 7.1 というところですね。
0:34:16	適用範囲というところで書かれていて、ちょっと読み上げますと、
0:34:24	製造中止品管理プログラムは、原子力発電所を構成する。
0:34:30	安全上重要な構築物系統及び機器のほか、これらの維持に必要な保守サービスの提供及び特殊工具等を対象とし、
0:34:42	ここで一度切れて、原子力発電所の信頼性と運転継続性にとって重要となる構築物系統及び機器にも適用される。
0:34:55	と書かれていて、二つのグループがあるように思っ
0:34:59	読み取っています一つは安全上重要なSCCと、
0:35:05	二つ目がですね、それ以外のですね、信頼性運転継続性に重要なSCC等、
0:35:14	があるように、この 7.1 の記載では見えるんですけど、
0:35:19	後ろの方に行くんですけどね、例えば、7.2. 3 対策の実施ですと、なお保全計画への反映に際しては、
0:35:30	保全計画の実施時期を発電所の信頼性、運転継続性に影響与えないよう考慮することを、本プログラムに定めていると。
0:35:41	書かれていまして、
0:35:43	さっき二つあると言った、安全っていう視点が何か抜けているように見えるんですけどねこれ表現だけなのかもしれませんが、
0:35:52	安全 10 上重要なSCCグループ、それ以外の信頼性、運転継続性に重要なSCCグループがあると、ウタ、
0:36:04	ておいて、後段の方では、安全性という言葉が出てなくて、後者の信頼性、運転継続性ばかり出てくるっていうのは、
0:36:14	どういうふうに解釈すればいいんでしょうか、教えてください。
0:36:21	関西電力の日高です。
0:36:24	その適用範囲について二つグループが、
0:36:27	その記載上の二つありますが、実態としては、後者の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:36:35	適用範囲になります。最初の安全上重要なという記載については、
0:36:41	こちらはそのPLMのその技術評価の、
0:36:44	適用範囲との記載を合わせたという程度のものであって、実態としては、
0:36:50	その信頼性運転継続性において重要となる構造物、系統及び機器っていうのが、
0:36:58	適切な適用範囲になります。以上です。
0:37:03	規制庁岡本ですちょっと理解できないんですと国際標準上は安全上重要なSCCが一義的な適用範囲ですよ。
0:37:13	それいらんっていう説明のように聞こえましたけど、本当なんですか。
0:37:19	関西電力日高です。すいませんちょっと説明が不足しておりましたがその安全上重要な設備も含めて、
0:37:29	含めた上で、この信頼性運転継続性にとって重大なる構造物、系統及び機器という
0:37:37	認識です。
0:37:53	はい。
0:37:56	嘘であれば、ちゃんとその辺もわかるようにしてくださいそうじゃないとね。
0:38:03	一番大事なところが抜けてるんじゃないかっていう疑義を踏んでしまいますので、
0:38:08	ちょっと説明や申請書の書き方においては、その辺りも配慮していただきたいと思います。で、今、
0:38:18	私が言ったようなことがですね、こちらがですね、
0:38:23	このサプライチェーンにおいて確認したいと思っていることなので、そこも踏まえてですね、十分なお説明をしていただければと思います。
0:38:36	必ずしも、
0:38:38	次回会合ですべて説明し切れ。
0:38:41	ルール、或いはそうせねばならないとは思ってません。足りてないところがあれば、また継続的に確認していただきたいと思いますけれど。
0:38:52	資料については、ちょっと今申し述べたことも考慮した上で、精査いただければと思います。よろしいでしょうか。
0:39:03	関西電力深山でございます承知いたしました。ちょっとすいません。1点確認なんですけれども、当時、審査会合資料としてアノとまとめないといけないかなと思っておりまして、
0:39:14	審査会合資料としては

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:18	等、
0:39:20	実施方針に、を中心にした説明にさせていただいて、今いろいろと確認事項なんかもたくさんいただきましたけれども、
0:39:32	例えば適用範囲とかというのはその実施方針、例えば実施方針を説明してここでの適用範囲は、こういうものですとか、な手法手法の話とかもございましたけれども、とし、手法としては誰々が何をするとかっていうのを、
0:39:48	野瀬後に説明を補足というか、追加するような形に資料としても、まとめるようなイメージでよろしいでしょうか。
0:39:58	規制庁岡本です。
0:40:01	初回ですね、申請概要のところについては、申請概要、
0:40:08	ですので、一応申請書のみに則ってその範囲で書いていただきましたが、今回、サプライチェーンの間に今後どうやっていかれるか、実施方針を示してくださいってことなので、
0:40:24	申請書で現状読み取れないことも、今後そうされるおつもりであれば、書いていただいてもいいですか、むしろ、
0:40:34	それが本来申請書に書かれるべきことなのかもしれませんが、
0:40:39	あれ磯そういうご質問。
0:40:42	为什么呢か。
0:40:51	資料の構成といたし、すみません関西電力三原でございますけども、資料の構成といたしまして、江藤、まず、
0:41:02	実施方針の説明をさせていただいて、
0:41:05	その中で実施方針で打ってもあんまり細かいことは、その方針の中にも書か、
0:41:14	列記しないという形になると思いますので、ここで言ってる、例えば適用範囲というのは、次のページとかで具体的なこういうこと。
0:41:22	どう考えてますよとか、そういうことを、例えばメーカーから李にRISリストを入手してやっていきますみたいなんであればそのサンプルを後ろにつけるようなイメージ。
0:41:34	というような形でまとめたいと思ってるんですけども、そういう感じでよろしいでしょうか。
0:41:40	はい。規制庁川本です。
0:41:43	いや、
0:41:44	別に溶け込んでも参考で後ろにつけても、別にお好きなようにどうぞ。
0:41:50	ということですよと、ただ、何度も言いますけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:54	我々は実施方針の説明を求めているんですね。
0:41:58	で、当然適用範囲が説明されなければならないで、それが劣化管理の対象機器がちゃんと入ってるってことが読み取れなければ、
0:42:10	多分確認は終わらないんでしょう。
0:42:16	で、実施方針を説明いただくんですけど、
0:42:21	体制役割分担が明確になってないと、やはり多分確認は終わらないんだと思い
0:42:28	それだけです。
0:42:29	で、
0:42:30	あくまで今回は、
0:42:33	経過措置期間中に、
0:42:39	来年、本格施行後の方針を示していただくので、そういう意味で実績はですね、もうすでに運用されていてですね、
0:42:49	参考として、ご提示いただければ、イメージがよくわかって、ベターだと思いますけれども、それはマストとは言えないんだろうと思ってますだって。
0:43:01	今やってません来年から始めましても、何ら
0:43:06	規制上は問題ないんですから、
0:43:28	規制庁オカモトですまずは、詳細な説明をお願いしたので、説明を尽くしていただきたいと思います。
0:43:36	足りないところがあれば、また引き続き会合で指摘、議論させていただければと思います。
0:43:42	すいませんちょっと私ばかりしゃべってしまいましたが、他に、サプライチェーンで、
0:43:48	とがあればお願いします。
0:43:56	もしも規制庁の市川と申します。右肩 7 ページ目。
0:44:01	なんですけれども、
0:44:07	欄の右側適合性の欄。
0:44:10	一番下のポツに、プログラムが有効に云々、プログラムを策定しているとありますけどこれプログラムとプログラムは同じプログラムを指している。
0:44:18	ということよろしいですか。何か別のプログラムが働いて、プログラムAがあってプログラムBによって、
0:44:25	改善するっていう仕組みなのかそれとも、同士でやってるのかっていうことなんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:45	関西電力日高です。こちらは
0:44:49	同一のプログラムの中で、
0:44:53	改善するという形。
0:44:56	にしております以上です。
0:44:58	はい。5 間有賀氏、
0:45:01	その説明が多分申請書だと、100、
0:45:05	後になるんですかね先ほど岡本が一瞬申し上げた製造中費、
0:45:11	品管理業務フロー。
0:45:12	同じことになってしまいますけれども、改善する。
0:45:16	余地が、ちょっとここ見当たらないので、説明が違うのかそれとも、
0:45:22	新制度が違うのかと思ってしまうんですけどもはいいずれにしろ
0:45:26	当日はご説明をお願いいたします。以上です。
0:45:37	規制庁ツカベすみません私も、基本的なところはその審査基準に基づいて、今、
0:45:46	7 ページ 8 ページ目で適合性を書かれてますけど本来はその個別のものを分解して、
0:45:52	例えば 8 ページ目であれば、特定し、
0:45:57	機器構造物を特定し、というところに対してどう特定しているんだというところまで含めて細かく分解して、
0:46:06	本当に適用してますかということ、最終的にご説明いただかなくてはいけないので今のように、一対一で対応していないような形で、
0:46:14	書かれても適合性は確認できませんねということなので、審査基準、他の、通常の新規制のものも同じですけどそれぞれの言葉一つ一つに意味を持っているので、
0:46:26	そのレベルで確認していただければと思いますというのが最初で、
0:46:31	先ほどちょっとプログラムの話でそもそもなんですが、
0:46:37	7 ページ目の方では当然、
0:46:39	その 9 疾患の管理のためのプログラムが適切に設定されていることということ。
0:46:44	なんです、今回ご説明のある
0:46:53	どうぞ。
0:46:55	何プログラム式、製造中心、
0:46:59	管理プログラム、
0:47:03	というものが、
0:47:06	規則の 7 号技術の旧式化云々の予防のするための措置。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:12	のためのプログラムと一対一で対応しているという、
0:47:17	御説明でいいよろしいでしょうかというのが最初の質問です。
0:47:29	関西電力日高です。その認識で、
0:47:34	問題ないです。以上です。はい。
0:47:36	で、そういうことだと。
0:47:39	認識するとですね、
0:47:41	技術基準に書かれている、それぞれについて、製造中心管理プログラムというのがそれぞれ対応したことをちゃんと規定されている先ほどのPDCAも含めて有効性評価も含めて、
0:47:55	規定されている必要がありますねと。
0:47:57	で、そのプログラムが実際、実際にどう適切に策定されてるかということに関して言うと、
0:48:06	そのプログラムの実態っていうのは、どういう形で、
0:48:10	事業者さんにおいて担保されるのかというのが、現状、
0:48:15	もありますし、あくまで計画なので、最終的にはどう担保されるものになるのかというところについて、
0:48:23	教えていただけます。例えばその保安規定で、
0:48:26	基づく下部、下部規定として、何らこのプログラムを担保するものが策定されます。なのか、それともここに、計画に書いてあるこれがちゅ
0:48:37	アノすべてなのかとかです。その辺りの、どう実装されるのかというのをちょっと教えていただけますか。
0:48:51	関西電力の日高です。そのプログラムの
0:48:56	有効性については、先ほどの説明でも述べさせていただきました蒲生保全の有効性評価の中で、
0:49:04	の評価になると思っていますので、
0:49:07	社内表示、保安規定か何かというとその社内標準
0:49:12	こちらが規定されるというイメージで、
0:49:17	以上です。
0:49:23	はい。そもそも製造中心管理、
0:49:28	プログラム、
0:49:29	っていうのは、
0:49:30	どこに実、実、実態は何なんでしょうか。
0:49:37	ここで管理、直接管理計画として定義されているだけなんですか。それとも、
0:49:44	鬱で定義されているんでしょう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:48	関西電力日高です別で定義されています。先ほどの、
0:49:53	社内の社内標準社内ルールとして運用しているものになります。以上です。
0:50:02	それは通常の保全のプログラムってことですよ。
0:50:07	分散して入ってます。そうですか。
0:50:10	側溝がわからないんですけど、
0:50:28	その
0:50:29	保全プログラムの中に、においては、そういう製造中止品情報について、保全計画の策定に関するとか保全の自信に反映するっていうような形に、
0:50:39	大前提で大枠としてなっていてさらにただその製造中止情報に対するという対応、具体的にそういうデータ、
0:50:47	対応で管理していくかっていうのを細かくルール化したのが、ルール、
0:50:53	付加している。
0:50:55	マニュアルもとあります。
0:50:57	そのザイゼン、大前提としては保全のプログラムの中で社内標準で明記されていて、さらにその詳細ルールとしてもその社内標準として、
0:51:07	ルール化していると。
0:51:09	いう位置付けです。以上です。
0:51:12	そう言われてしまった時にそのプログラムが適切に策定されているかというの、どう、
0:51:20	担保されてるんですけど今、先ほどの措置と一対一の対応のプログラムが、
0:51:25	製造中心、
0:51:27	管理プログラムだというご説明だったですよ。
0:51:30	それはただそういう文章はどこにも存在なくて、
0:51:34	それで保全のところに、ある種、
0:51:37	分散して、
0:51:40	最終的にそういう形になるのはわかるんですがその全体像どこが変わっていて、プログラムとして製造中心がどう管理されているかというのは、
0:51:51	どこで確認させていただけばいいんですかね。
0:52:12	そうですね最終的にはその保安規定上の扱いがどうなるかということも含めてますけど、
0:52:20	ここで製造中心管理プログラムなるものを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:29	定義した場合じゃそのプログラムって何ですかという説明ができますかということ。
0:52:41	関西電力深山でございます。まずこれ保守、
0:52:46	設備の管理になりますので、
0:52:52	保安規定上は施設管理の中の、
0:52:57	活動の中の一つになります
0:53:00	その中、ちょっと
0:53:05	通常の点検、設備の点検の話もあるんですけどそ、同じような中に、
0:53:13	中心になるよという情報も管理するものが取り込まれている。
0:53:32	そうですねで、
0:53:35	当然通常の保全にまじってしまうことはあり得ると思っっているんですが、この書きぶりだと、先ほど最初の製造中心管理プログラムイコール、
0:53:45	この第7号の技術の旧式化の予防の措置だと言われ、
0:53:50	太細に、
0:53:55	製造中心管理プログラムというものが、
0:53:58	何かが定義されていないと、適切に、
0:54:03	策定されていることって、
0:54:07	言えないんじゃないかなと思うんですけど。
0:54:13	衛藤だから、このプログラム名というのは、
0:54:18	あるし、まじなりに存在する。
0:54:21	だけのものなのか。
0:54:25	ちょっと位置付けがよく、
0:54:27	ちょっとわからなくなったっていう、
0:55:46	そうですね溶け込む国とこと自体は問題ないと思ってるんですが、この基準で要求されていることが適切に
0:55:56	分散されるにしろ、このプログラムとして、
0:56:00	一体性を持っている
0:56:08	それである、そういう御説明であればそれでいいと思い、
0:56:12	ただ、今は、
0:56:15	そのように分かれていないように思うので、
0:56:20	プログラムって、通常、
0:56:23	適用範囲とこの、ここに書いてあるだけでは全然足りなくて、
0:56:28	多分すかなり細かなことを規定していくべきものだと思うので、
0:56:37	それが、その既存の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:39	保全計画、保全のプログラムをレファアーするのは全然構わないと思いますが、
0:56:44	この
0:56:45	今ここで、
0:56:46	製造中心管理プログラムとして定義したものが一体何なのかというのが、
0:56:52	定まっていないということは、要はプログラムが定まっていないということ。
0:56:59	なんじゃないかなと思います。
0:57:06	あ、そうですね、はい。
0:57:17	はい。最終的にそういう形になる部分では全然構わないと思いますそれが適切だと思います
0:57:29	はい。
0:57:31	ということ後ちょっと細かなところで、
0:57:34	2 ページ目の適用範囲の、
0:57:38	ところの発揮。
0:57:41	方。
0:57:43	なのですが、これは
0:57:47	申請書って書かれてる内容と、
0:57:52	となると思うんですが、
0:57:56	これはどう、どっからきた言葉なんでしょうか。
0:58:12	関西電力の日高です。
0:58:14	エミ型 2 ページの適用範囲ですが、こちらの記載というのは、当社の社内標準のところからババ営企抜いてきてる記載であってですねで、
0:58:26	申請書の方にも、イチジク同じというわけではありませんが、先ほどの
0:58:34	ご質問にあったちょっと安全上重要な構築物系統及び機器という記載は、
0:58:40	ちょっと
0:58:42	別ですけども、それ以降の記載。
0:58:45	がこちらの適用範囲に、
0:58:47	なっております。
0:58:50	以上です。
0:58:53	規制庁加茂です。それがおかしいんだと思いますけどだって、こっちの方が上位概念なんですよ、下位文書にこう書いてあるって。
0:59:02	この計画で定めたものは下位文書に落とされるんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:59:08	で、
0:59:09	この形カクウで、こういうものを対象とします。具体的には、フローチャートか何か知りませんが、こういうスクリーニングをして対象を決めます。
0:59:20	と書いて、それが下位文書に落ちていくわけですね。それが今、下位文書にこう書いてある。
0:59:29	ていうのを、上位概念である計画の説明で言われても、それは何ら意味をなさないですね。
0:59:40	関西電力の日高です。ご指摘いただいた点を検討して内容反映の方をしていきます。以上です。
0:59:51	はい。
0:59:52	で、
0:59:53	この、この記載も見てその全体像がますますわからなくなったというのもあってですね。
1:00:00	何かちゃんと
1:00:02	製造中心管理プログラムというものを、その技術基準適合するプログラムだというふうに定義されるのであれば、しっかり外縁も含めて、
1:00:13	ご説明していただく必要が、
1:00:16	あると思っています。
1:00:32	とりあえず私は以上です。
1:00:38	ちょっと規制庁ツカベして、あと、先ほどのあった不アノ申請書についてのフローについては、
1:00:46	実際、審査会合等でも中身は議論する可能性があると思いますので、
1:00:53	資料の方にも反映いただければと思います。
1:01:05	あ、
1:01:06	そうですね、はい。
1:01:10	関西電力日高です。承知しました。
1:01:14	今回いろいろコメントいただいたところですね直し、
1:01:19	反映した上で、実施方針という形でまとめて、お示ししたいと思います。以上です。
1:01:34	規制庁岡本です。最後にもう1回だけ言いますけど
1:01:38	今後の方針をきっちり示していただきたいと言ってるので、現状の説明を求めているものではないので、はい。今、
1:01:48	社内標準でどうなっているのかっていうのは別に参考に示していただくことは拒まないですけど、その説明を求めているものではない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:57	今回、方針を説明いただいて、我々が十分なものかどうか確認して、質疑を行った結果、きちんとしたものになった。
1:02:09	それを改めて、実施までに社内表示に落としていただく、もっともとききちんと書いてあれば、変える必要がないのかもしれませんが、
1:02:19	はい。そうそういう立て付けだということはよくご認識いただければと思います。
1:02:25	では、続いて、
1:02:27	品質マネジメントのご説明をしていただけますか。
1:02:36	はい。関西電力の田口でございます。資料に基づきまして説明させていただきます。
1:02:43	まず 1 ページです。劣化管理に関する品質マネジメントシステムの概要として大きく三つ書いてございます。まず一つ目は、
1:02:54	品管規則、それから同規則の解釈を踏まえて、許可の 11 号、2E に示しました方針に従って品質マネジメントシステムを構築してございます。
1:03:07	で、それはアノ大井発電所保安規定 3 第 3 条に、品質マネジメントシステム計画として定めておりまして、
1:03:16	今後の長期イセⅡ管理計画の運用に際しても、これを品質マネジメントシステムとして運用していくということになります。
1:03:28	で、二つ目のことです。
1:03:31	品質マネジメントシステム計画、記載の内容を主なところ二つだけ書かせてもらってます。一つ目は、社長をトップマネジメントとして、
1:03:43	いるということ。それから、品質管理責任者をこれ二名、社長が任命してございまして、原子力部門の品質、
1:03:55	品質マネジメントシステムの管理者は、
1:03:59	原子力事業本部長でありますということと、A系、独立した部門である経営監査室の方は、経営監査室長が、
1:04:09	品質マネジメントシステムの管理責任者として、社長が任命してございます。これが品質マネジメントシステム計画に書かれております。
1:04:20	二つ目のチェックマークのところですけども、あの日、その他の日、保安規定三条の書きぶりといたしましては、
1:04:31	まず、品質マネジメントシステムに係る要求事項であつたり、経営者がどんな責任を負うのか、それから資源の管理、それから個別業務に関する計画の策定実施、
1:04:43	評価及び改善に関する業務のプロセスというところを、
1:04:49	記載していると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:50	ということでございます。保安規定第 3 条に従いまして社内のマニュアルというのは整備してございまして、
1:05:01	一番トップの文書としては品証規定というものになりますけれども、それにぶら下がるものとして
1:05:10	通達であったり用法であったりというものを定めているとそういうことで、それに基づいて業務をしているというものになります。
1:05:21	へえ。
1:05:22	三つ目のポツの話をちょっと今、言ってしまいましたけど、三つ目のポツは品質マネジメントシステムに基づいて、
1:05:32	劣化管理に関する計画実施評価及び改善に関する一連のプロセスというのは、社内標準のほうに定めてございまして、
1:05:44	これ、今後もこれを実施していくということになります。す。スライドの 3 と 4 で、この中身についてもう少しご説明したいと思います。
1:06:02	すいません。と、
1:06:05	1 ページの呼び出せる番号がそもそも誤記でございましてごめんなさい。すいません。2 ページと 3 ページですね。はい。
1:06:14	2 ページの方で品質マネジメントシステムの全体像を示してございませぬ。土肥。
1:06:21	このPDCAが回っているっていうのはよくQMSを説明する図で用いられているものですが、
1:06:31	我々は品管規則に基づき行ってシステムを構築してましますけれども、同じようにこういうPDCAの概念。
1:06:39	構築しているということでございます。
1:06:43	で、例えばこの左側の黄色の吹き出しのところですが、ここ、この黄色の吹き出しで書いているのは、この矢印の先、
1:06:57	にある項目に、こういうことが書かれてますということ、
1:07:05	補足しているものということでございます。
1:07:10	で、この絵での説明といたしましては、当発電所の安全を達成事項としてオカモトですちょっといいですか。
1:07:19	劣化管理の説明をして欲しいんです。全然
1:07:23	ね、そもそもの品証の説明を長々されてもあんまり意味ないんですけど、簡潔な説明をお願いします。
1:07:33	関西電力田口です。失礼しました。
1:07:37	品質マネジメントシステムこの 2 ページの絵はこういうことで構築してございましてこれに基づいて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:48	個別の業務プロセスを構築しているということになります。
1:07:53	3 ページの方になりますけれども、
1:07:58	長期施設管理、つまり劣化管理に関する業務は、
1:08:05	施設管理の計画実施評価改善のプロセス、
1:08:10	というこの概念図のような形で行っております。
1:08:18	この絵のですね左の方、左の下に経年劣化に関する技術的な評価というのがございますけれども、これが 10 年ごとに実施する評価でございますがこれを、
1:08:29	踏まえて、追加保全策を検討すると。
1:08:34	で、それが
1:08:40	水色の枠の中の、真ん中あたりに保全計画の策定というところがありますけど、
1:08:46	そちらの方に、
1:08:48	移っていき落ちていくとか入っていきまして、保全のプロセスの中で処理されていくということになります。
1:08:58	それから、サプライチェーンの話は、これも先ほどの資料でもありましたけれども、保全計画の策定の、
1:09:09	このプロセス、PDCAプロセスの中で、運用されているというものでございまして、今現在こういう社内標準体系になってございまして今後長期施設管理計画、
1:09:23	呉に基づく業務をやっていく中でも、用語の置き換えみたいなことはおそらくあるだろうと思ってるんですけども、基本的なプロセスはこの中、こういう内容で今後運用していくと。
1:09:38	ということで考えてございます。
1:09:42	4 ページの方は審査基準等記載要領に対して今現在のさっき先立って出した、今現在の申請書ですね。
1:09:54	これがどのように過不足あるか不足があるかというところを整理したものでございまして、
1:10:03	①の、
1:10:05	申請書審査基準①の点につきましては、
1:10:13	と、まず、し①の審査基準は、品質マネジメントシステムに基づく劣化管理に関する一連のプロセスをすMACEことと、
1:10:25	ということでございますんで、
1:10:30	藤。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:32	これに対応する形として対応するものとして2点書きたいと思っております。一つは、マネジメントシステムを構築してます。それを第3条に決め、書いてますということと、
1:10:45	劣化管理に関する一連のプロセスを社内規定に定めているということ本文の方には書かしていただいた上で、
1:10:59	はい。
1:11:03	規制庁岡本です。説明ありがとうございました。
1:11:07	4ページなんですけどね。まず4ページでちょっと理解できないのが、
1:11:15	一番上なんですけどね、記載要領は、一連のプロセスを書きなさい。
1:11:20	審査基準はちゃんと書いてあることを確認しなさいって書いてあるんですね。
1:11:26	で、
1:11:27	社内規定に書いてあることだけ書きまして、これ説明しないっていう紙表示と理解しました。会合で議論します。
1:11:39	すいません、今説明をそのあとしようと思っておったんですけども、
1:11:46	添付書類の等、
1:11:49	法の記載要領②に対応するものとして、長期施設管理に関する計画実施評価及び改善の一連のプロセスを、今はかけてませんけれども、追記したいと思っております。
1:12:05	規制庁岡本です。
1:12:09	ですね。
1:12:11	許可の、
1:12:13	テンパチでもテンジュウでもいいですけど、
1:12:16	本文には書いてないですけど添付書類に書いてます。それで審査基準適合判断してくださいって言うんですか。
1:12:25	本文側に書くべきということであれば塗装させていただくことも可能かなとは思っておりますけれども、アノ等、
1:12:38	当間審査基準への対応として確かに本文に書いたらそのまま、
1:12:45	対応する形にはなるんですけども、当間物量的なものもございますし、
1:12:55	我々政庁オカモトです。質問繰り返しますけどね。
1:13:03	テンパチテンジュウに書いて、本文には何も書きません。それで基準適合判断できると思ってるんですか。
1:13:11	イエスorの答えてください。
1:13:15	それで適合性の判断はできないと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:19	規制庁岡本です。詳細をね、全部本文に書けって言ってないんです。
1:13:26	ただ、
1:13:27	下部規定に書き、書いてある、書きます書いてある。
1:13:33	で、
1:13:34	適合性判断できるわけじゃないじゃないですか。
1:13:38	はい、アノと。
1:13:40	そういうこと等もあります。ご指摘の趣旨は理解しております。で、
1:14:25	はい。規制庁岡本です。わかりました。
1:14:28	で、
1:14:30	次に質問したいのはですね。
1:14:35	実用炉そっ区においてですね。
1:14:38	申請書記載内容が定められているわけです。
1:14:42	で、本文 9 号については何を書くことになってますか。
1:14:51	本文 9、については本文 5 号と 6 号と 7 号、のそAですね、点検、A評価それから甲斐措置ですかね。
1:15:02	に関する一連のプロセスを書くということで規定されていると認識してございます。はい。規制庁岡本です。おっしゃる通りなんですね。
1:15:14	実用炉規則に定める各項目については、さすがにちゃんと言及してもらいたいと思ってまして。
1:15:22	第 5 号の点検というと、通常点検、劣化点検、特別点検ですね。
1:15:32	なんか書いてます。
1:15:36	えーっと、
1:15:42	いや、言葉も読み取れないので、これで、
1:15:46	必要炉則の、
1:15:47	記載項目をちゃんと書きましたって言えないんだと思ってますんで、
1:15:54	まさに書かれている通りなんですね、第 5 号の点検及び評価並びに第 6 号及び第 7 号の措置に関する品質マネジメントシステムとして、
1:16:06	一連のプロセスを説明してください。
1:16:09	これが基準要求なんですね。だから我々は、じゃあ、第 5 号の点検、通常点検、
1:16:17	の実施プロセスについて説明されてますか。
1:16:21	と尝试してみるわけです。
1:16:23	で、
1:16:24	劣化点検について説明されてますか。
1:16:28	特別点検に対して説明されてますか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:31	技術評価について説明されてますか。
1:16:35	に次いで、
1:16:37	第
1:16:38	6号7号に行くわけですよ。カーを管理するための必要な措置のプロセスについて説明されてますか。
1:16:46	レッカー管理措置の中身はず、一般の施設管理、あと追加保全策、あと監視試験があるわけです。
1:16:56	言葉も出てきてないですよ。
1:17:02	関西電力田口です。3ページのスライドにおいて、確かにそこを値、きちんと明記すべきだったなと今思っているところですけども、
1:17:14	アノ等今作り込んこれは今現在の申請書にはかけていない部分でございまして、今これを
1:17:26	添付書類の形に整えているところなんですけれどもその中では、今おっしゃられている対
1:17:36	と点検評価措置といったことが、読める記載にいいんするということで今、作り込んでいるところです。
1:17:45	はい。規制庁岡本です。ご理解いただけたと思いますけれど、
1:17:54	すごくシンプルなことを言ってるつもりなんですけどね。
1:17:58	実用炉規則に書けと言ったことを書いてください。
1:18:02	で言ってるだけですと。
1:18:04	で、セキ本文と添付書類の住み分けっていうのは当然あって、微細なところで、下が変わったからといって本文変更。
1:18:16	みたいなことになるのは適切でないと、それは私どもも、
1:18:20	思ってますけれど、
1:18:22	概ね何も言及がないっていうのは、それは容認しがたいと。
1:18:28	で、実用炉規則に書いてあるですね、各項目について、それぞれプロセスの説明が必要だと思ってますし、
1:18:40	フローをつけられるのであれば、その中でも、明示的に見える必要があると思ってます。で、その一部を保全の
1:18:50	プログラムの中で、保全計画のPDCAの中でやられることを何ら否定はしませんけれど、その中で溶け込んでやりますという説明で終わる。
1:19:01	というのは、それは不十分だと思ってますので、よく認識して、十分な説明をしていただければと思います。
1:19:11	私からは以上です。
1:20:34	規制庁岡本です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:37	別に何も新しいことを求めてなくて、今やられてることをちゃんとご説明いただければと思うんですけどちょっと通常点検は、その範囲をどうするか。
1:20:47	ていうものがあるって、それはちょっと議論が必要なのかもしれませんけれど、
1:20:53	通常点検というのは、
1:20:56	なんです。どう、どういうものが通常点検ですというのを、ちゃんと申請書上来ていただいた上で、じゃあそれはね。
1:21:06	保安規定の施設管理計画に基づいて、この中で実施します。
1:21:14	保全のPDCAのここで実施して、ここでチェック、レビューして改善していきます。だからそれでいいんですよ。それをちゃんと書いてください。
1:21:23	で、同じように、ね、劣化点検。
1:21:28	2 特別点検、
1:21:30	特別点検も入るんじゃないんですかねだって、
1:21:34	今後 10 年の計画ですよ。
1:21:38	ちょっとそこは、
1:21:41	はい。ちょっとそこは議論しないといけないかもしれませんけれど。はい。
1:21:46	で、何度も言いますが、別に本部に長々と書けて言ってませんよ。
1:21:52	でも書かなきゃいけないでしょ。
1:21:55	はい。そういうことを申し上げてます。はい。
1:22:16	衛藤。品証の方は、
1:22:19	先ほどこちらから言った通り、基本的には、審査基準に、
1:22:24	書いてあることをちゃんと説明してくださいと。確かに本文なり書いて添付に書くかというところは、若干整理が必要だと思いますけど基本的にその既存の、
1:22:35	印象。
1:22:37	の仕組みを大きく変えるものではないですし、それを単純に書いていただいただけなので過去、どのように書くかという、比較的書き方の議論かなと思って、
1:22:47	一方先ほどのサプライチェーンの話は、
1:22:50	そのオオモトのプログラムはやっぱり、
1:22:53	計画で定めるとしているなのでそこは実際の中身のある議論なので、ちょっと先ほど一緒というお話もあったんですけど大分、性質が異なると思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:23:04	私からは、
1:23:12	規制庁の市川です。右肩 3 ページ目。
1:23:17	プロセスなんですけどこれ資料の書き方の
1:23:21	世界の話だと思う。
1:23:22	思ってるんですけど真ん中のポツの、
1:23:24	やや右側に長期節管理計画の一部で、括弧されて、
1:23:29	直接管理計画の審査なので、
1:23:31	資料に書いてること全部が一部なんじゃないかなと思ったんですけども何か、恣意的な。
1:23:37	表現を覚えたんですけども何か理由はあるんです。
1:23:50	長期施設管理計画の説明をするんですから、この資料全体に書いてあるすべての文字が直接管理計画の一部、
1:23:59	なんじゃないかなっていう、そういう思ったんですが何でここにだけ、長木塚に計画の一部って書いてあるのかなと思ったんです。
1:24:07	追加保全策になって、
1:24:50	すみません関西電力ミヤマ
1:24:52	アノ追加保全策って書きゃええばもう長期施設管理計画の中に含まれてる
1:24:58	もう自明なので、わざわざこれ書く必要はない、ないかもしれませんが記載した意図としては、追加保全策を補足という意味で、松井丹、記載した。
1:25:11	つもりだったんですけど確かにご指摘の通り特に必要ないかなと思いますので、ちょっと全体的に見直しますこの部分はちょっと残るかどうかがありますけれども、その中で見直しの方をさせていただきたいと思います。
1:25:25	はい。本社について承知しました。ありがとうございます。
1:25:29	ちょっとすみませんもう 1 個次のページ、
1:25:32	なんですけれども、4 ページ目審査基準とか記載要領とか、
1:25:37	書いてございますけれども、これ、
1:25:40	正確に抜粋してないんですよ。
1:25:45	関西電力の田口です。藤。
1:25:49	資料として読みアセッサーも必要かと思ひまして例えば品管規則これ正式の法令名称を俗称として書かせてもらってます。
1:26:03	あります俗称。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:05	ぐらいいたらいいんですけども、何か何かそれこそこちらについては恣意的な抜粋とかかれて、こうゆがんでるようなことになると、よくないと思いますので、
1:26:14	はい。
1:26:15	そうですね。
1:26:16	何か注釈とか書いていただくんですかねどっかに。
1:26:20	宜保理事長その辺はお任せしますけれども私は何かやっぱり品管規則って言葉、基準策定するにあたって変えたことないぞと思ったので、ちょっと配置になりました。以上です。
1:26:30	関西電力の田口です。ちょっと我々がよく読んでいるルーム、ワードで書いてしまっていて逆にわかりにくくしてしまったかと思います。
1:26:41	品管規則のは何、何を示すのかという、正式な法令名称を注記するようにいたします。
1:26:58	規制庁岡元です。
1:27:01	すいませんこれはちょっと資料の書き方の問題なのかもしれませんが、ちょっと冒頭申し上げた通り、
1:27:09	この追加要求事項について詳細な説明をしてくださいというのと、審査基準に照らして、申請書の記載内容の再点検をしてくださいというのは別の項目。
1:27:22	なんですね。
1:27:23	そういう意味で、別にこの資料に、
1:27:26	この
1:27:27	4 ページ以降がついてる必然性はないということと、やっぱり、あまりちょっと恣意的に要約し等をされるとですね。
1:27:37	誤解を生む可能性があって、
1:27:40	私のイメージとしては、
1:27:44	パワーポイントとしてではなくて、補足説明資料形式で、あまり省略せずに、きっちり表は作っていただいた上で、そのエッセンスというのか、
1:27:56	主に足らないと判明したところ、
1:27:59	パワーポイントで示していただいて、それに対して、こういうことを今後しっかり書かれていくみたいなきことを示していただくのが、
1:28:09	下位 5%を資料としての、回答の形式としては適切だと思っておりますが、そこはちょっと事業者さんでもよく考えていただければと。
1:28:21	思いますアノコウノ表がですね、この何十ページも、
1:28:27	ひょっとしたら、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:28	50 ページとかになるんですね。それがあまり会合。
1:28:34	回答パワーポイントとして出されるっていうのはちょっとなじまないかなという印象です。
1:28:47	関西電力岩崎ですオカモトさんのご指摘、
1:28:52	理解
1:28:57	次回ノーサプライチェーンの実施方針とか品質マネジメントの実施方針といったところからは、
1:29:05	ちょっとこうこういったところもう、
1:29:07	ことも、
1:29:08	この子といいますか、ちょっと位置付けも
1:29:12	適正、
1:29:37	了解いたしました。
1:30:20	はい。
1:30:22	わあ、
1:30:32	規制庁オカモトです。それでは、以上をもって、大飯 34 長期施設管理計画に係るヒアリングを終了いたします。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。